

第4期 第2回 横浜市税制調査会

平成30年5月28日(月)

午前10時から正午まで

市庁舎 2階応接室

<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは定刻より少し前でございますけれども、ただ今から第4期第2回横浜市税制調査会を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお越しいただきましてありがとうございます。それではまず、財政局長の横山より、ご挨拶を申し上げます。</p>
<p>財 政 局 長</p>	<p>おはようございます。局長の横山でございます。本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。本日も、横浜みどり税を含めた財源のあり方につきましてご議論をいただくということになっております。よろしく願いをいたします。このみどり税について、でございますけれども、現在会期中の第2回市会定例会本会議におきまして、先週質問がございました。31年度以降のこの税の取扱いにつきまして市長の見解を問うということでございました。市長は、緑の保全・創造の取組には安定的な財源の確保が欠かせない、そして、その財源として横浜みどり税について、検討を開始していく、また、横浜市税制調査会の皆様から、この税も含めた財源のあり方につきまして答申をいただくことになる、ということをご答弁させていただきました。また、他の議員からも、このみどり税と森林環境税の関係等について複数、何点かご質問をいただいたところございまして、議員の皆様、あるいは各会派の皆様もこのことについては高い関心をお持ちだというのが確認できたものになります。委員の皆様には大変ご負担をおかけしますけれども、本日も、有意義で活発なご議論をよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>税 制 課 長</p>	<p>大変申し訳ありませんが、ここで、横山局長は、公務により、退席させていただきます。それでは、早速、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りをしたいと思います。横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定によりまして、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員2名がご欠席となっておりますが、委員の先生方5名の方のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。続きまして、会議の公開についてでございますが、要綱第8条の規定によりまして調査会の会議は公開することとされておりますが、これにかかわらず、要綱第10条の規定によりまして、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。座長がご判断されるにあたりまして、市会の状況などは、今、局長の横山も申し上げましたとおりでございます。そういうこともございますので、31年度以降の横浜みどり税の取扱いについて、そのような議論をしていただく場面もでございます。会議の公開・非公開について座長いかがでしょうか。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。今お話をいただきましたけれども、本日の議題をご覧下さい。議題が、一枚紙がございます。この議題の2番目のところで、31年度以降の横浜みどり税の取扱いについてです。ただ、中身が3つになっておりまして、1番目はその前提、我々みどり税を検討する前提でもありますし、当然横浜の課税の状況を知るための前提でもありますけれど、1番目が財政状況及び行革についてのご報告をいただくことになっております。2番目が、</p>

	<p>前回みどりアップ計画について、これまでの検証を行っていたわけですがけれども、そのときに宿題としてもう少し見やすい資料を出してくださいということでお願いをしました。ここまでは、今お尋ねいただきましたけれども、非公開にする理由というものはありませんので、ここまでは公開ということにしたいと思えます。</p> <p>我々税制調査会は原則として公開、できるだけ公開したいと思っておりますが、この3番目以降、この3番も議題を後で訂正していただければと思っておりますけれども、森林環境税の問題点についてということで、今回、森林環境税についてではなくて、森林環境税の問題点についてということで、4番目として、次期横浜みどり税について、検討せよという市長のご下命がいよいよ下りましたので、この3番4番については、国税についての批判的な見解も出るでしょうし、色々どう解釈すればいいのかというところで、定まっております。さらにみどり税については、まだ決めているわけではありませんので、中身が独り歩きをしてしまう可能性があります。我々が審議をしている段階ですので、この先の検討については、非公開という形で、物事が決まってから公開させていただくという形にしたいと思っておりますが、委員の先生方いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
	<p><<異議なしの声>></p>
座長	<p>では、本日の議題の1番目と2番目までは公開、それ以降、次回以降も続けて非公開にしたいと思います。</p>
税制課長	<p>ありがとうございます。それでは早速、議事に入りたいと思っておりますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと思います。座長よろしくお願ひいたします。</p>
座長	<p>はい。それではお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ市長からみどり税の検討の命令が下りましたので、本格的に今年はきちんとやらないといけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。先ほども申し上げましたが、その前提にもなることです。当然、超過課税をする場合に、財政状況をもとにして判断をすることになりますので、本日財政局の皆様においでいただいて、ご説明をいただくことになっております。最初に、議題の1です。横浜の財政状況及び行政改革の取組状況についてということで、できるだけ簡潔にご報告をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。</p>
財政課担当課長	<p>財政局財政課担当課長の津田と申します。座ってご説明させていただきます。私から、本市の財政状況につきまして、お手元にご覧いただけます、横浜市中期4か年計画2018から2021（素案）を使用して、ご説明させていただきます。こちら今月9日に記者発表したものでございまして、現在実施しておりますパブリックコメントを経て、9月頃、原案を策定するものになります。ご覧のとおり、厚い冊子となっておりますが、今回は財政状況の説明ということでございまして、素案の中の財政運営の部分からいくつかポイントを絞ってご説明させていただきます。</p> <p>それでは142頁をお開きください。一番上の段のタイトルですが、施策の推進と財政の健全性の維持の両立として、財政運営部分全体に共通する大きなテーマを前計画に引き続き、掲げてございます。「背景」として、まず、1の「これまでの取組」をご覧ください。前計画期間においても、歳入の中心を占める市税収入は、かつてのような伸びを確保することが難しく、徹底した事務事業の見直しや様々な財源確保などにより、財政見通しで見込まれる収支不足額を毎年度の予算編成で確実に解消しながら、子育て、福祉・医療、教育、市内中小企業支援、防災・減災対策、観光・MICE、道路・港湾といった基盤整備などの施策を進めてまいりました。また、本市では、他都市に先駆けて市債の発行抑制に取り組み、借入金残高についても、一般会計の市債残高だけでなく、特別会計・企</p>

業会計の市債残高や外郭団体の借入金のうち一般会計が負担する債務も含めて一般会計が対応する借入金残高と位置付け、縮減してきました。また、一般会計の市債については、横浜方式のプライマリーバランスの考え方にに基づき、計画的な活用に取り組んでまいりました。表1の一般会計が対応する借入金残高については、後ほど詳しく説明させていただきます。表2の主な政令指定都市の健全化判断比率の状況ですが、実質公債費比率は16.5%となっており、ここに掲載している都市のなかで、一番高いものとなっております。また、将来負担比率につきましても160.7%京都市に次ぐ2番目となっております。また、本市の財政状況は厳しいということがこちらの数字からもとれるものとなっております。次に、今後の4年間の方向性です。今後、本市でも人口減少に転じ、高齢化率も上昇するなどの社会環境により、財政構造の硬直化など財政運営において一段と厳しさが増すと見込まれ、施策・事業は一層の選択・集中が必要となります。また、公共施設の老朽化の進行に対し、保全・更新をより本格的に進めることで、次世代にしっかりと引き継いでいくことも、これからの財政運営で重要な課題となっております。さらに、財政状況の厳しさについて市民との共有や官民データ活用推進の趣旨を踏まえた財政データの積極的な提供を進めるとともに、施策・事業評価などによるPDCAのもとで、より効率的・効果的な施策・事業の推進に努める必要がございます。こうした中で、平成26年6月に制定された横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例の理念である施策の推進と財政健全性の維持の両立に向けて、財政目標を設定し、その目標達成のための取組を進めてまいります。

右側143頁をご覧ください。142頁でご説明した今後4年間の方向性を踏まえ、表にある5つの取組を柱に、財政運営を進めてまいります。以上が、財政運営全体のご説明でございます。続けて、取組の柱の主なもの等についてご説明させていただきます。

144頁をご覧ください。財政運営1 計画的な市債活用による一般会計が対応する借入金残高の管理についてですが、目標は後ほどご確認いただければと思います。現状と課題をご覧ください。本市はこれまで地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の遵守や、計画的な市債活用と一般会計が対応する借入金残高の縮減、社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要になった事業への適切な対応を行ってまいりました。ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックといった世界規模のビッグイベントを契機とした横浜の成長・発展に向けた社会資本整備や、次の世代へつなげていくための既存公共施設の保全・更新に着実に取り組むため、中長期的な視点をもって、より計画的に市債を活用していくことが求められております。これからも計画的な市債活用と一般会計が対応する借入金残高の管理と着実な公共投資の推進の視点から計画的に市債を活用することなどにより、施策の推進と財政の健全性の維持を両立していく必要がございます。

145頁をご覧ください。こちらの指標ですけれども、計画的な市債発行を通じた借入金残高の適切な管理として、横浜方式のプライマリーバランス、一般会計が対応する借入金残高の2つを掲げてございます。主な取組ですが、1つ目として中長期的な視点からの計画的な市債活用と残高管理を挙げております。1つ目の四角ですが、計画前半の30、31年度は32年度完成を目指している事業があり、財政的にも特に厳しい状況でありますので、一般会計の市債活用額は、年間1,700億円程度を活用することとして、計画期間中の30から33年度の公債費元金の範囲で計画的に活用し、横浜方式のプライマリーバランスについて、4か年通期での均衡を確保します。この水準は5,900億円程度となっております。続いて、2つ目の四角ですが、一般会計が対応する借入金残高につきましても、表をご覧くださいと過去から減少傾向にございますが、この計画では計画的な市債発行を通じて、33年

度末に29年度末の3兆1,600億円以下にするよう適切に管理していくという取組としております。

147頁をご覧ください。上段に、計画的な市債活用と一般会計が対応する借入金残高の管理として、施策の推進と財政の健全性の維持の両立、下段、着実な公共投資の推進として新たな社会資本の整備と既存公共施設の保全・更新の両立と、これからの取組の考え方を掲載しておりますので、こちらについては後ほどご覧いただければと思います。

続いて、148頁をお開きください。財政運営2財源の安定的な確保による財政基盤の強化についてですが、2つの目標を掲げております。1つ目として、市税収入は税務行政の適正な推進と納税者の利便性向上により、安定的な確保が図られております。2つ目として、全庁的な債権管理のさらなる適正化の推進により、未収債権の収納率の向上や、未収債権額、滞納額の縮減が図られています。現状と課題について、そちらの表にございますけれども、未収債権は全庁的に縮減を図ってまいりました。さらに取り組みを検証・改善しながら確実に回収を進めるとともに、債権の発生から回収までの一連の債権管理の徹底を図る必要があります。

149頁をご覧ください。指標として、未収債権額と収納率を掲げております。一般会計と特別会計を含めた未収債権全体の額ですが、直近の28年度末の310億円に対しまして、33年度には250億円を目標としております。収納率については、国民健康保険料や市税等につきまして、それぞれ記載のとおり、直近の現状値に対しまして、目標値を掲げております。下の主な取組ですが、1の税務行政の公平かつ適正な推進、2の税務のさらなる電子化、3の全庁的な債権管理の適正化の推進について取り組んでいきます。1の税務行政の公平かつ適正な推進ですが、公平かつ適正な賦課徴収を行うとともに、税務情報を適正に管理いたします。また、口座振替など確実な納付手段の活用など、納付機会の拡大などにより、滞納発生の未然防止を図るとともに、現年課税分を中心とした早期未納対策を進めてまいります。2の税務のさらなる電子化ですが、全国的な地方税の電子化が進められる中で、eLTAX(エルタックス)による電子申請の利用率を高めるとともに、共通電子納税システムを導入するなど、納税者の利便性向上につながるよう、税務のさらなる電子化を進めてまいります。3の全庁的な債権管理の適正化の推進についてですが、横浜市の債権の管理等に関する規則に基づき、未収債権発生前からの備えを徹底し、未然防止に努めるとともに、早期未納対策を充実させ、未収債権の早期解決を図ります。また、研修の実施等により、債権管理のノウハウの定着を図ってまいります。

続きまして、2枚おめくりいただいて152頁をお開きください。財政運営4効率的な財政運営の推進についてですが、2つの目標を掲げております。目標は後ほどご確認いただければと思います。現状と課題ですが、これまで、厳しい財政状況にあっても、行政内部経費を中心に徹底的な事務事業の見直しや、財源確保を徹底することで、中長期的な財政見通しで見込まれる収支不足を毎年度の予算編成で確実に解消し、前計画で掲げた取組や喫緊の課題に対応し、市民生活の向上と横浜経済の活性化に取り組んでまいりました。冒頭に紹介した今後4年間の方向性と重なりますが、今後、人口減少に転じ、高齢化率も上昇するなどの社会環境により、市税収入の増加を上回る社会保障費の増加が見込まれ、財政構造の硬直化など財政運営において一層厳しさが増すことが見込まれます。このような中で、施策・事業の一層の選択と集中、経費縮減・財源確保などの取組を着実に進めるほか、市内中小企業の育成に取り組みつつ、従来の発想にとらわれず、公民連携や新たな事業手法の検討・導入を一層進めることも必要だと考えております。

153頁をご覧ください。指標ですが、1つ目の経費の縮減・財源の確保では、政策局、総務局などとともに、財政見通しの収支不足額を解消し、計画を推進することとしており

ます。表の下に※印がございますけれども、この中期計画期間中における収支につきましては、31年度480億円、32年度370億円、33年度440億円の不足が見込まれておりまして、非常に厳しい見通しとなっております。主な取組ですが、1の不断の行財政改革等による経費縮減・財源確保等の徹底を総務局及び政策局等とともに取り組みます。また、財政局では、3の現場主義とトップマネジメントの視点に基づいた予算編成の実施にも着実に取り組んでまいります。

続きまして、3枚おめくりいただいて158頁をご覧くださいと思います。計画期間中の主な施策、事業の概算見込み額と財政見通しについてのうち、2の計画期間中の財政見通しですが、前提となる見込み方について、ポイントのみご紹介させていただきます。歳入見込み額の考え方ですが、アの市税は、30年度収入見込額をもとに、過去の実績、税制改正や今後の経済動向などを踏まえ試算いたしました。その下のエの市債ですが、中長期的な視点から、計画期間中の公債費元金の範囲で計画的に活用することとし、横浜方式のプライマリーバランスにつき4か年通期均衡を確保します。次に歳出見込み額の考え方ですが、ウの扶助費・義務的な繰出金は30年度当初予算をベースにこれまでの実績や取組、物価上昇等を踏まえて試算しております。また、エの施設等整備費は32年度完成を目指し進めている事業の進捗や計画期間中の市債活用額を踏まえ、必要な投資を計画敵に着実に進めることとし、試算しております。

なお、159頁の1つ目の※印にありますとおり、試算にあたっては、内閣府が30年1月に公表した中長期の経済財政に関する試算の、経済が足元の潜在成長率並みで推移するベースラインケースを見込んで試算しております。

こうした考え方をまとめたのが159頁の表になっております。30年度から33年度の4か年累計で、歳入は6兆8,390億円、歳出は6兆9,680億円となります。33年度末までの4年間で1,290億円の収支不足が見込まれることとなります。この収支不足額については、表の下、計画期間中の収支不足への対応アからウに掲げております、不断の行財政改革等による経費縮減・財源確保等の徹底や、多様な公民連携手法・民間資金活用の検討・導入、施策の選択・集中や事業の平準化など今までご説明してきた取組も含めまして、対応してまいります。

次の160頁ですけれども、参考として30年度から39年度までの一般会計の長期的な財政見通しを掲載しました。こちらは、中長期的な財政見通しで試算した33年度の試算値を起点に、39年度までの見通しを試算したもので、34年度以降の見通しでは、中長期の経済財政に関する試算におけるベースラインケースや、29年12月に公表した横浜市将来人口推計をもとに、試算しており、(1)市税収入の試算、(2)歳入歳出総額の見通しについて、折れ線グラフで示しております。市税収入の試算につきましては、31年をピークに人口減少が見込まれることから、市税収入に占める個人市民税については、36年度から減少することが見込まれます。また、法人市民税につきましては、税制改正の影響を除けば、経済成長のもと緩やかに増収することが見込まれます。市税収入全体では34年度以降、微増となることを見込まれます。歳入歳出総額の見通しですが、試算では歳出総額は横浜環状北西線や新市庁舎整備等の事業完了により、32年度に一旦減少する見込みですが、試算期間全体を通じて、扶助費や医療・介護に係る義務的な繰出金が増加する見込みなどから、33年度以降は増加していくことを見込まれます。また、歳入総額は先ほど申し上げたとおり市税収入全体が微増の見込みであること等から、34年度以降も歳出総額に届かない、収支不足が見込まれる非常に厳しい見通しとなっております。また、頁の下段には、参考として、各種財政指標の見込みをお示ししております。以上、横浜市中期4か年計画2018から2021(素案)について、財政状況について説明させていただきました。

座長	<p>どうもありがとうございます。簡潔にご説明をいただきましてありがとうございます。ご質問事項は、間を置かせていただいて、続きまして総務局の方にもいらしていただいておりますので、行政改革の状況についてお願いいたします。</p>
行政・情報マネジメント課長	<p>総務局行政・情報マネジメント課長の田中と申します。よろしく申し上げます。引き続きまして、行政改革の取組状況につきまして、10分程度お時間を頂戴して、引き続き中期計画の素案の冊子に基づいてご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>冊子の128頁をお開きいただけますでしょうか。行政運営に関する、これまでの取組と、今後の方向性について、現場主義の行政運営と市民サービスのさらなる向上をテーマに掲げ、まとめております。まず、背景の1これまでの取組をご覧ください。厳しい財政状況の中、必要な施策を着実に推進するため、徹底した事務事業の見直しや外郭団体改革などに取り組むとともに、職員の人材育成などを進め、市役所のチーム力を向上させてまいりました。また、区役所の機能強化や民間との協働・共創により、様々な分野において、課題解決や地域活性化等の取組を進めてまいりました。さらには、新市庁舎移転を契機とした働き方改革として、テレワークやフレックスタイム制度を試行実施したほか、庶務・労務・経理事務などの共通事務の集約化を一部実施するなど、業務効率化にも取り組んだほか、区役所などの窓口サービスの向上を進めてきたところがございます。次に、2の今後4年間の方向性でございますが、生産年齢人口の減少や高齢人口の増加は、市の財政基盤に影響を与えるとともに、行政需要の拡大にもつながってまいります。限られた経営資源の中で、必要な施策を推進するためには、徹底した事業見直しや、事務の効率化・適正化など、不断の行政改革に取り組む必要があると考えております。また、ワークスタイル改革、ICTを活用した業務の効率化や市民の利便性の向上に取り組むとともに、データを重視した政策形成等の取組を進めてまいります。さらに、多様化・複雑化する市民ニーズや社会的課題に対応するため、民間との共創・協働、区役所機能の強化や、大都市制度に関する取組を引き続き推進してまいります。</p> <p>右側の129頁をご覧ください。ただいまご説明しました今後4年間の方向性を踏まえまして、中段以降に記載しております行政運営1から5と記載している5つの柱による取組を進めることで、引き続き行政改革を推進します。以降、それぞれの柱につきまして、概要をご説明させていただきます。</p> <p>130頁をお開きください。行政運営1の時代背景を踏まえた行政運営の不断の見直しですが、目標として、1つ目に、事業の有効性や効率性等を検証し、不断に事務事業を見直すことで、厳しい財政状況の中でも必要な施策を着実に推進します。2つ目として、行政ニーズや環境の変化に対応するため、経営資源を重点分野に集中させるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの取組により、簡素で効率的な執行体制を構築いたします。3つ目として、市民・社会の要請に応える行政を推進するため、適正な業務執行を確保してまいります。現状と課題ですが、これまでも、厳しい財政状況を踏まえて、全ての事業を対象として、毎年度、事業を評価して、徹底した事業見直しに取り組んだ結果、毎年度100億円を超える効果額を生み出してまいりました。今後も、引き続き、不断の見直しに取り組むとともに、効率的な執行体制の構築に取り組んでまいります。また、外郭団体改革についても、民間主体への移行に向けた取組などを着実に進めるとともに、地方自治法の改正によりまして内部統制体制の整備などに取り組んでまいります。</p> <p>右側の131頁をご覧ください。主な取組として、1の事業評価を踏まえた事業見直しの徹底、2の内部管理業務等の事務の効率化、3の効率的・効果的な執行体制の構築、4のコンプライアンスの推進、5の協約マネジメントサイクルによる外郭団体の経営向上、6の行政文書の適切な保管・活用に、取り組んでまいります。</p>

132頁をお開きください。行政運営2データ及びICTを活用した行政運営の推進ですが、目標として、1つ目に、データを重視した政策形成とオープンデータの推進により、効率的・効果的な行政運営を推進いたします。2つ目として、ICTを活用して効率的な行政運営を行うとともに、安定的かつ効果的な行政サービスの実現を推進します。また、情報セキュリティの確保に努め、市民の信頼にもお応えしていきます。現状と課題ですが、これまでも、横浜市情報化の基本方針に基づきまして、ICTを活用した市民サービスの向上や業務の効率化などに取り組んでまいりました。近年、IoTの普及やAI、データ活用などの環境が整いつつありますので、本市が策定した官民データ活用基本条例に基づきまして、データやICT、マイナンバー制度の活用による効率的・効果的な行政運営を進めてまいります。また、様々な業務に情報システムの導入を進めた結果、運営の経費やシステム障害が業務の継続性に与える影響が拡大しておりますので、より安全で効率的に運用していく必要があると考えております。

133頁をご覧ください。主な取組として、1のデータを重視した政策形成とオープンデータの推進、2のデータ・ICTを活用する人材の育成、3のマイナンバー制度の安定的な運用と利活用、4の情報システムの全庁的な最適化、5の情報セキュリティの強化、に、取り組んでまいります。

134頁をお開きください。行政運営3働き方改革と市の将来を支える職員の確保・育成ですが、目標として、1つ目に、子育てや介護など、職員の生活の状況に合わせた柔軟な働き方を実現して、全ての職員がいきいきと働き続けることのできる環境を整備することにより、市民サービスの向上を図ります。2つ目として、複雑・高度化する行政課題に的確に対応できるよう、多様な人材の確保・育成に取り組みまして、市役所全体の組織力を高めてまいります。現状と課題ですが、これまでも、職員一人ひとりの意欲と能力を最大限発揮できる組織づくりを進めてまいりました。今後も子育てや介護など、様々な事情を抱える職員がいきいきと働ける環境を整えるため、柔軟な働き方の選択肢を増やすなど、働き方の見直しに取り組んでまいります。また、超過勤務時間につきましては、職員の健康管理などの観点から、引き続き長時間労働の是正に取り組んでまいります。女性職員の育成・登用をはじめ、多様な人材の確保・育成に取り組み、組織力の向上を図ってまいります。

135頁をご覧ください。主な取組として、1の多様で柔軟な働き方の推進、2のWプログラム・健康ビジョンの推進、3の長時間労働是正の取組、4の市の将来を支える多様な人材の確保、5の横浜市人材育成ビジョンに基づく取組の推進、6の人事給与制度の見直しに、取り組んでまいります。

136頁をお開きください。行政運営4民間との連携強化による共創の推進ですが、目標として、オープンイノベーションによる社会課題、地域課題の解決を図るため、市内外の企業、団体などと幅広い民間主体とともに、様々な行政分野において共創の取組を推進してまいります。現状と課題でございますが、これまでも、民間と行政の対話を通じた公民連携による共創の取組を進めてまいりました。今後も、ますます複雑・多様化する社会課題や地域課題の解決に向けまして、共創の取組を推進してまいります。特に、AIやIoTなどの先端技術やデータを活用した民間との連携など、新たな取組を進めるとともに、既存の制度についても時代に即した運用改善を進めてまいります。また、こうした共創の取組を全庁的に進めるため、人材の育成を図ってまいります。

137頁をご覧ください。主な取組としまして、1の共創推進に向けた窓口の充実、2の共創推進に向けた対話の充実、3の新たな発想に基づく共創の取組推進、4の時代やニーズに即した制度の運用・改善と活用、5の共創を担う人材の育成・拡大に取り組んでまい

	<p>ります。</p> <p>138頁をお開きください。行政運営5市民の視点に立った行政サービスの提供と地域との協働ですが、目標として、1つ目に、誰もが安心して住み続けられる地域社会を実現するため、市民の視点に立った行政サービスを正確かつ親切・丁寧を提供してまいります。2つ目として、協働による地域づくりを進めるため、持続可能な地域コミュニティの実現に向け、区局がより一層連携して地域との協働を推進するよう、職員のコーディネート力の強化を図ってまいります。3つ目として、新たな大都市制度特別自治市の実現を見据え、行政サービスをより効率的・効果的に提供するため、市民生活に直結する分野を中心に県から市への事務・権限の移譲を目指してまいります。現状と課題でございますが、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、コーディネート型行政をこれまでも進めてきました。特に、区役所につきましては、地域の総合行政機関、地域協働の総合支援拠点として更なる機能強化を図ってまいりました。公共施設の長寿命化や再編整備を検討し、多様な利用ニーズへの対応や運営の効率化を図るとともに、機能強化を進めてまいります。また、区役所の窓口サービスについても、満足度の向上に努めてまいります。大都市制度の推進につきましては、引き続き、県から市への事務・権限の移譲を進める必要があると考えております。</p> <p>139頁をご覧ください。主な取組として、1の協働を進める庁内の環境づくり、2の行政サービスとコーディネート力を高める区役所の機能強化、3の地域コミュニティ活性化のための市民利用施設の機能強化、4の市民のニーズに対応した窓口サービスの提供、5の市パスポートセンターの設置、に、取り組んでまいります。以上、行政改革の取組状況につきまして、概要をご説明させていただきました。よろしくお願いたします。</p>		
座	長	<p>どうもありがとうございました。それでは、委員の先生方、当然、次期やるかやらないかのみどり税を検討する前提となりますので、何かご質問、疑問点ございましたらご質問いただければと思います。どこからでも結構です。</p>	
委	員	<p>ご説明ありがとうございました。まず、総務局さんから3つほどお聞きしたいのですが、131頁で2番の内部管理業務等の事務の効率化で、一番下の行で既存システムの再構築を含めて効率化の検討行いますというふうに書かれていますが、具体的にはいつ頃なされるご予定ですか。</p>	
総	務	局	<p>まだ、具体的いつリリースできるというところには至っておりませんので、スケジュールも含めて検討中ではございますが、本市の大規模システムは、かなり働き方に密接に関係しておりますので、中期計画（素案）に書いております人事給与、財務会計、税務のシステムについてはちょうどリプレースの期間を迎えておりますので、これから具体的な検討を進めてまいります。ただ、上の指標に書いてございますが、1の資料の②に給与事務センター（仮称）と書いてございます。これは人事給与システムというシステムを改修いたしまして、それを運用する部署をなるべく集約化しようということを考えております。ですのでこれは目標値のところ運用開始と書いてございますが、33年度末にはその辺りも含めて、実現できるような目標を掲げているところがございます。その他システム等につきましても、それぞれリプレースの期限、時期が決まっておりますので、それを目指してまずは検討を進めていきます。</p>
委	員	<p>その時期は、大体いつくらいですか。</p>	
総	務	局	<p>大体そうですね、給与事務センターについては33年度末に実現可能という形で、財務会計につきましては、正直まだスケジュールも含めて今これから基本設計については考え方を検討するという状況ですので、見通しについてはまだ白紙の状況でございます。ただ、</p>

	今から検討を進めますので、うまくいけば5年とかそれぐらいにはできるのかなと、すみません、これは個人的な感覚の問題でございますが、そういった状況です。
委員	5年後ですね。
総務局	はい。
委員	次ですが、133頁のところ、指標の2番で、データ・ICTを活用する人材育成ということで、受講者数が挙げられているのですが、受講されたあと、どうされているのでしょうか。スキルを使って職員の方たちに何をさせていただき予定なのでしょうか。
総務局	データ活用の部分というのは、ちょうど国でもかなり活発な議論が行われていますけども、これから検討が進められていく新たな分野だと認識しています。ですので、こちらの①に書いてありますデータ活用関連研修につきましては、基本的な現状のデータをどう活用して反映させるかというところの基礎的な研修を行おうと考えております。横浜市立大学に、新しい学部がデータサイエンス学部という学部が設立されましたので、そことも連携を図りながらやっていこうということを考えておりますが、なにぶんまだ市の内部でもそうした専門的な人材がおりませんので、まずこれからそういった基礎的なところを人材育成を始めていくということになっております。ですので、今すぐにそういった新しい人材にこういったことをやってもらいたいということまでは至っておりませんが、基本的な施策を企画するにあたって、既存のデータを活用するというこれはこれまでやっておりましたが、今後はさらにそこは必要になってまいりますので、そういったスキルを持った人材を少しでも多くしていこうという考え方から取り組むべき、という課題になっております。
委員	それでは、データ使って分析して企画立案できるような人たちを育成したいということですか。
総務局	はい。そういった事業、調査研究していくという事業費も今年度いただいておりますので、そういったものを運用していくにあたって、こういう人材が必要になってくるという考え方です。
委員	138頁、139頁ですが、県から市への業務の移譲、事務の移譲の話をもっと進めていきたいとお話しされていましたが、例えば、5番の市のパスポートセンターの設置ということで、2か所でなさるとなっていて、元々は神奈川県ですけど、これは、横浜市からの働きかけなののでしょうか。それとも神奈川県からの依頼なののでしょうか。相当な事務量だと思いますので、これから職員が減って、働き方改革という話がある一方で、多大な業務を引き受けていらっしゃる印象を受けました。さきほどのお話しだと市から積極的に県の事務移譲を受けたいと聞こえましたが、そのあたりの実態はどうなののでしょうか。
総務局	まず前提としまして、当然県から市への権限移譲については、ただ単に仕事だけをくださいということを言っているわけではありません。たとえばそれに係る運営コストであったりとか、必要な人員も含めて、その県から市に権限移譲するにあたって、仕事に移るわけですから、当然人とお金が同じように移譲されるべきだ、と考えているところです。ただ、それをするにあたっては当然基礎自治体が行った方が効率的にできるという考え方ですので、県がたとえば100のコストで行っていたのであれば、横浜市ではたとえば90、80というコストでやっていくことによって、事務の効率化も図りつつ、市民サービスの向上にもつなげる。そういった観点から大都市制度を進めているという風に理解しているところです。パスポートセンターの事務につきましては、県と市の連絡会で大都市制度で事務の調整を行っている会議がございまして、そこで議論、調整をした上で、移譲すること

	<p>となったという風に至ったと聞いておりますが、元々パスポートの手続き自体が産業貿易センタービル、関内のところでしか受け付けておりませんでしたけども、横浜市民の北部の方を中心にやはりこちらに出てくるとなるとやはり時間がかかるということで、サービスの向上もあわせて図りたいということで、パスポートの権限移譲について実現を図ってきた形でございます。</p>
委 員	<p>もちろん住民の利便性からすれば、市の方が身近なのでそれはそうだと思うんですけど、今のお話を聞いていると、県よりも市でやった方が効率的だからコストも下がるという話だとすると、県から市に委託されるそのコストは下がってくる可能性があるかと聞こえましたし、県の職員さんが横浜市に出向なさるかもしれませんけれど、そういったときに関係性構築とかいろいろ課題が出てきそうな気もするので、横浜市のためにうまくやっていただければと思います。</p>
総 務 局	<p>そのあたりも含めて、当然横浜市が県の事務を押し付けられたという形になっては意味がありませんので、そのあたりは横浜市神奈川県調整会議の中でかなり詰めた議論をした上で実現させていただくという形になっていると思います。またご参考ですがパスポートセンターの移譲に関する運営コストについては、県から市に対して移管されるという形で事務を進めております。</p>
税 制 課 長	<p>税源移譲ではなくて、あくまで県支出金という形で横浜市に来ています。</p>
委 員	<p>赤字にならないように。と思います。ありがとうございます。</p> <p>それを踏まえて財政局にご質問ですが、144頁、145頁のところで借入金の管理の話が出されていて、先ほどの基幹システム等々というのが想定されているのは145頁の平成33年のところが見込みであがっているもので、そんなに増えている感じはないので、このあたりも含まれているのかなというのが疑問に思いますが、なにせ新庁舎の整備がありますから、そんなに甘くはないのではないかと、思っています。平成33年の残高見込みで大丈夫なのでしょうか。</p> <p>もう一点の質問は、148頁ですが、未収債権の取組は横浜市さん昔からやられていて、148頁の真ん中の推移のところグラフがありますが、割合を見ますと、平成28年度だとその他の割合が43.3%ということでいろんなもの含まれてはいるのですが、税とか国保とか今まで大変だと言われてきたものの減り方に比べて、かえって増えているわけで、それは、149頁の指標みると介護、保険、後期見るとそんなに悪くなさそうにみえますが、その他の中はどのような状況になっているか、を教えてくださいなと思います。</p>
財 政 課	<p>ひとつめの市債残高、33年度の残高につきましては、確かに今回4年間で横浜方式のプライマリーバランスをバランスさせるということを考えておまして、30、31年度の2か年で言いますと大幅に赤字になってございます。145頁の主な取組1の1つめの黒四角のところ30・31については▲250とおります。これがプライマリーバランスの赤字幅ですが、一方で32年度33年度についてはプラス250としております。これで全体としてバランスさせることで33年度の市債残高についても一般会計に対応している市債残高についても、29年度末以下にするという指標の1つめをぎりぎり維持できていると思っております。こちらについては、なぜこんなことができるかと言いますと、今先生からもご指摘いただきましたが、145頁の先ほどの250マイナス、250プラスとあわせているこの注1に書いてございますが、新市庁舎の整備が31年度から32年度に移行するときに400億、大幅に事業費が落ちるというのと、それ以外にもその下に書いてある北西線であったりとか、岸壁の事業であったりだとか、大幅に施設等整備費が落ちる、450億円程度落ちるということがございまして、PBが32年度33年度からプラスになるということでございます。ある意味この自然減的のところも含めて考えますと、市債残高についてきちんと管理するとい</p>

	う我々が今回目標として掲げていたものが達成できると考えております。
委員	新市庁舎の実際には32年6月にできますが、借入金とか、市債どのくらいでしょうか。割合的には、半分くらいでしょうか。
財政課	市債は使えるところは、市債を充当しておりますので、市債を充当できない事業ももちろんございますが、ほとんど市債で賄っております。これについては、償還年限は厳密には、紐づけされていませんけども、長いものから短いものまでございますが、新市庁舎をやることによる市債がどの程度影響してくるのかっていう償還額が、32年度、33年度にあるのかっていうところは、現在まだ紐づけして計算できないですけども、そういうのも含めてきちんと元金償還の範囲内で通期でやっていくということは考えているところでございます。
委員	平均残存期間は、わからないのでしょうか。
財政課	平均残存期間自体はわかります。
委員	どれくらいでしょうか。
財政課	単純平均で、8.1年です。
委員	今の話ですと、すぐに償還が始まる債権もあるのでしょうか。
財政課	もちろんでございます。
委員	最長何年くらいでしょうか。30年債ですか。
財政課	30年債ですが、償還期はもっと早く来るものでございますが、買換えをして30年で換価していくという償還スケジュールをつくっているものです。
委員	それは内部の償還スケジュールで買換え前提で例えば10年債を3回起こして30年で着地、ということでしょうか。
財政課	そうです。
委員	わかりました。
委員	新庁舎のコスト、建設費はいくらですか。
委員	2階部分を含めて、ということですね。400億円というのは、市長部局のみということでしょうか。
財政課	数字については、後ほどお答えいたします。
委員	お願いします。
税制課長	はい。未収債権額のその他のうち、一番大きいものは、生活保護の還付金になります。
座長	それどのくらいでしょうか。
委員	割合でもいいです。
主税部長	ほぼ市税の未収債権額と同じくらいです。
委員	他にはありますか。
主税部長	他は、市営住宅の貸付料ですとか、いわゆる私債権と言われているものが比較的増えてきています。
委員	要因は何でしょうか。
主税部長	やはり強制徴収ができないために、裁判の手続きですとかやっておりますけども、電話納付案内とか早く納めていただくようなことをやっているのですが、やはり回収になかなかつながらにくいということです。
座長	はい、よろしいでしょうか。
委員	159頁の一般会計の見通しですが、交付税が32年度に140億、33年150億って出ているわけですが、この前提で確かに市税も増えて、歳出も下がっているのだからこういう推計とは思いますが、この交付税の前提を教えてくださいませんか。

財 政 課	<p>こちらにつきましては、消費税の税率が8%から10%に上がるというものがございまして、そちらが市税収入の増になりますので、その分が差し引かれるという傾向にございまして。あともうひとつ足元でいいますと、臨財債なんですけれども、全国的に減少傾向にありまして、こちらについて横浜も大幅に減少傾向にございまして。この2つがマイナスとなつてございまして、広義でいうこちらに掲げております地方交付税、こちらは特に31年度32年度でいう消費税率が大幅に乗ってくるところで減少を見込んでいるという計算をしているところです。</p>
委 員	<p>臨財債の減少率はどのくらい見込んでらっしゃいますか。</p>
財 政 課	<p>減少率でしょうか。</p>
委 員	<p>はい。額でも結構です。</p>
財 政 課	<p>まず将来の見込みだけ説明させていただきますと、30年度が530億円、31年度が510億円、32年度が340億円、で33年度に380億円と、一旦大きく減った上で増えていきます。この減少幅としては、550億に近いくらいの額が減少することは想定して算定しています。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
財 政 課	<p>過去のトレンドも踏まえております。</p>
委 員	<p>トレンドを踏まえた推計ということですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
座 長	<p>はい。よろしいでしょうか。それ以外いかがでしょうか。よろしいですか。それではまた必要に応じて何かありましたらお願いするかもしれませんので、どうぞよろしくお願ひします。どうもご報告ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続きになりますが、2つ目の議題に入ります。環境創造局さんで、前回の宿題にあたります、みどり税これまでやってきた効果の検証部分になります。もう少し見やすい資料を頂戴できると、自信をもって良かったといえるのではないかとということでお願ひをしております。それではお願ひします。</p>
みどり政策調整 担 当 課 長	<p>はい。環境創造局政策課の河岸と申します。前回の宿題ということで資料をご用意しました。ご説明の内容は2点ございまして。1つ目は、開発圧力の状況など、横浜の緑が置かれている現状についていくつかの事例でご紹介いたします。2つ目は、現在の横浜みどりアップ計画における執行状況や成果についての補足ということになります。</p> <p>まず、資料1をご覧ください。前回の税制調査会において、依然として森が開発圧力にさらされている状況を具体的に事例を挙げてお示しするとお話ししました。今回、事例を3つ用意しました。1枚目は、今回ご紹介する地区の位置を示しております。写真の中にあります、赤色の点線で囲われた部分が、今回ご紹介する地区になります。おめくりいただきまして、2枚目の航空写真をご覧ください。1つ目ですが、港北区の〇〇町というところで、市街化区域でのケースになります。左側が平成24年、右側が平成29年の航空写真となっております。緑色の線で囲われた左下のところにありますが、こちらが緑地保存地区として指定した地区になります。赤い丸で囲われたところをご覧くださいと、樹林地が開発によって失われていたということがご覧いただけるかと思ひます。この場所は、〇〇駅に程近い市街地になっておりまして、平成24年に樹林として残っていた箇所も、平成29年には写真にありますように戸建と思われまして、が建設されています。一方で、左下の緑地保存地区として指定した地区は、住宅が隣接しておりますけれども樹林地として残すことができているという事例でございまして。続きまして1枚おめくりいただきまして、3枚目の写真をご覧ください。こちらは、戸塚区〇〇町の事例ですが、こちらも市街化区域でのケースになります。こちらも同様にJR、右下の斜めがJR東海道線、左の左右に走っているのが国道1号線になりますけれども、こういったものに近い市街地になっておりまして、赤で囲われた部分が、平成24年には樹林でしたけれども、右側平成29年に</p>

はおそらく集合住宅になりますが、建設されているというケースでございます。もう1枚おめくりいただきまして、4枚目ですけれども、こちらは、泉区〇〇町という事例で、こちらは市街化調整区域のケースになります。この写真では右下のところに白く横に写っているものが〇〇駅という駅になります。黄色で囲われたところが、市民の森として指定された地区になります。赤丸で囲まれたところが、平成29年には、少し赤丸の下のほうですけれども、こちらはおそらく墓地と思われるものが建設されていたり、左上の赤丸2箇所ございますが、こちらはソーラーパネルが設置されているというようなケースでございます。今回、代表的なものでお示ししておりますけれども、このような事例が近年においてまだ横浜では見られているというような状況でございます。

続いてもう1枚おめくりいただきまして、資料2をご覧ください。こちらは、おおむね5年ごとに実施している緑被率調査でございますけれども、こちらの最新の平成26年度と一回前の平成21年度の結果から、緑被地の減少理由の把握を行ったものになります。グラフは、市街化区域の樹林地における減少要因別面積というのを示しております、先ほどの航空写真でも見られましたように、一番上戸建住宅の建設による減少が最も多く、その次に集合住宅の建設となっております。

続きまして、現行計画の執行状況と成果について補足させていただきますので、資料3をご覧ください。こちらは前回の税制調査会におきまして、みどり税の使途と執行状況についてご説明をしましたが、執行状況、事業執行が当初の計画どおりに行われているのかという点についてご意見をいただきました。この資料では、現在の横浜みどりアップ計画における各取組の執行状況を一覧でお示しております。

1頁目は柱1、1枚おめくりいただきまして2頁目が柱2の取組、もう1枚後の3頁目が取組の柱3ということで緑化の取組というのをお示しております。なお、この表の見方ですけれども、各取組の上段の数値は事業費、下段の数値はうちみどり税の執行額を示しています。表の一番右側の列には当初計画した5か年の事業費、右から3列目の5か年計画に対しての執行率というところが、これまで3か年で執行率を示したものになります。

4頁をご覧ください。こちらには効果的な広報の展開のほか、計画全体の執行率、柱別の事業費の割合を総括したものを示しています。みどり税につきましては、みどりアップ計画の取組のうち、税制調査会で整理していただいた4つの使途に沿った取組のみに充当をしています。5年前の税制調査会において、充当する取組や柱ごとの充当割合などについてもご確認いただいております、事業は、その計画通りに執行しています。4頁の一番下の表、柱別の事業費をご覧ください。当初計画した5か年事業費の比率は、柱1が75%、柱2が8%、柱3が16%となっております、そのうち、みどり税の比率は、柱1が51%、柱2が12%、柱3が35%となっております。3か年の決算見込み額は、その下にありますが、ここにつきましては、その割合はおおむね5か年で計画した割合とほぼ同じとなっておりますので、計画通りに執行しているという状況でございます。

続きまして、資料4をご覧ください。資料4では、みどり税による成果をお示しております。1頁目では、柱1樹林の主な取組による成果として、根幹となる樹林地の指定・買取りについてお示しをしています。一番上のグラフでは、樹林地の取得にかかる事業費の推移を示しております、緑色の点線で囲った部分は、みどり税を活用することで取得することができた樹林地を示しています。このように、指定地での買取り希望に対して確実に対応することができたことで、土地所有者の不測の事態による買取り希望などに対応してもらえる安心感から、樹林地の指定推進を大幅に進めることができました。その下のグラフで、緑地保全制度による新規指定面積の推移を示しております。また一番下のグラ

フでは、前回もお示しした山林減少面積の推移をお示ししております。鈍化傾向が見てとれます。

2頁をご覧ください。2頁では、柱1のみどり税を財源として取り組んだ事業の一覧を示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして3頁をご覧ください。こちらは柱2の取組の成果としまして、3頁では、水田の保全と多様な主体による農地の利用促進、1枚おめくりいただきまして4頁では、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設についてお示しをしています。

4頁のグラフでは、みどり税を活用して開設している、収穫体験農園、上の写真になりますが、収穫体験農園ですとか、農園付公園の面積の推移を示しております。8年で、合わせて30.2haの農園を開設をしております。

続きまして5頁をご覧ください。こちらは先ほど同様柱2の取組の中でみどり税を財源として取り組んだ事業の一覧をお示しています。この表、番号のところが10の次が12と、11が飛んでおりますけれども、これはみどり税を充当しない事業を省略しておりますので、少し番号が飛んでおりますのでご了承ください。

続きまして6頁をご覧ください。こちらは柱3の事業による成果として、上段には地域緑のまちづくりについて示しております。右上の図は、地域緑のまちづくりの実施箇所を示しております。また、下段には、都心臨海部の緑花による賑わいづくりについて事例の写真をお示ししています。

7頁をご覧ください。先ほどお示しました都心臨海部の都市公園ですとか港湾緑地など、そういった緑や花による空間演出や高い維持管理の成果を生かし、フェア会場として活用しました。昨年開催いたしました全国都市よこはま緑化フェアの様子をお示したのになります。このフェアには、みなとガーデンエリアに566万人の方が来場されまして、多くの市民の方にその成果を実感していただいたところです。写真の下のグラフにありますように、来場者アンケートからも、花や緑への関心が高まったと回答した方が約93%と、大変高くなっておりまして、このような取組が緑や花に対する市民の意識向上につながることも確認できます。また、下段には、先週、5月20日、21日に実施しました、山下公園や港の見える丘公園で行っている質の高い整備や管理の成果を市民に楽しんでいただくガイドツアーの様子をお示ししています。参加者の満足度も高く、質の高い管理に感動したですとか、また公園を訪れたい、このような機会を続けてほしいなどのご意見をいただいています。緑の取組は、多くの市民のご理解やご協力を得ながら進めていく必要があります。都心臨海部や緑の少ない地域の方にもこのような受益を実感していただくことで花や緑への関心が高まり、みどりアップ計画の取組への理解と関心のすそを広げることにつながると考えています。

なお、8頁では、柱3のみどり税を財源として取り組んだ事業を一覧でお示ししております。簡単ではございますが以上で説明を終わります。

座 長

はい。ありがとうございます。それでは3つを一度にご報告いただきましたので、順番にいきたいと思います。一番目ですけれども、前回、横浜の場合には開発圧力が高いというところで、特に、10年前と同じく続いているのでしょうか、というご質問がありまして、それをビジュアルにさせていただいたのが資料の1ということですが、いかがでしょうか。10年前から今の表現は何か証明した上で出しているわけではなくて、首都圏ですしやはり住宅地としてのイメージの良い横浜ということで報告書の中に記述しても特段違和感がない、というところです。実際に検証しているわけではありませんので、検証のしようもなかなか難しいですが、こういうビジュアル的なものがあつたほうがもちろんいいとは思いますが、最初のときにはもうちょっと何か、それこそ崖を切り崩したり固めたり、

		RCで直壁作ったりみたいなどの写真も確かあった気がするので。あわせてやったほうがいい、という気はいたします。
委 員		私が言い出しなので、コメントしたいと思いますが、昔に比べれば、大規模開発は減ってきているとは思いますが、いつの間にか作られているものがあるのだな、というのが資料を見た感想です。
座 長		ソーラーパネルとか、開発圧力が少し分からないですね。
委 員		住民から見ると、墓地などは気が付きにくかったりします。そういう意味で言うと、単に昔のように住宅が、マンションが、たくさん建っていくということとはまた何か違う課題になってきているなどと思います。写真を入れてもいいかもしれません。
座 長		報告書を書く時の表現をもう一工夫した方がいいですね。
委 員		今までとは違う、新たなミニ開発だからこその中途半端な開発によって、景観を損ねていくという印象を受けます。
座 長		答申に向けては環境創造局からどういう表現が適した現状認識なのかということを確認しながら書きたいと思います。
委 員		コンパクトシティということで、中期計画（素案）の73頁にもありますが、土地の利用が変わってきていて、地価が上がる土地は限られていて、開発圧力の高い土地は横浜市でも限られていると思います。墓地やソーラーパネルは地価が安くて、人が住みたくないところにあると思います。そういうものも開発といえば開発なのでしょうが、開発の質が変わっていると思います。コンパクトシティの横浜市の施策は、73頁のお金の付けどころを見ると、辺鄙なところも利便性をよくしていきたいというのが郊外部における手当のような印象を持ちます。コンパクトシティを実施すると、利便性が高いところにコンパクトな街ができていく、そうすると、郊外部の利便性の低いところは地価が下がって、人が住まなくなって、当然緑が増えるはずですが、そういうところをこれからみどり税は考えていくのか、というところがまったく見えません。それこそ10年前と同じ議論の上で、税金を取っていきましょと、都心部の華やかな花にお金をかけて、イベント的に行ったら何百万人集まりました、という報告。それは本当の目的でしたか、ということになります。花や緑を街中に増やせばいい、そういうことではないですよね。この10年で、コンパクトシティが国を挙げてやらなければいけない状況になっています。そこはどうお考えでしょうか。
座 長		本質的なところですね。今回話し合うか、次回話し合うか悩んでいたところでした。
みどりアップ 推進部長		個人的な意見ですが、先生からお話がありました郊外部の高齢化で宅地がなくなってしまった時に、果たしてこれが樹林地になるかどうかというのは、難しい問題だなと思います。どちらかという、開発されたところにプラスして、さらに不便なところも宅地化されてしまうという印象です。花のご指摘もございましたが、みどりアップ計画を進める部署としましては、花は緑を親しんでもらうための大きな契機になるものと考えていて、フェアで多くの方に来ていただいています。緑の保全の重要性を市民の皆様に周知するかを課題として考えるときに、花の持つ魅力を皆さんにどのように感じ取ってもらって、郊外部の保全につなげていきたいと考えています。
座 長		今の後段部分は、前段のところをしっかりしていれば出ない批判になるので、むしろ、きちんと10年前と変わらず樹林地の保全をしているということ言えばいいのかなという気がします。花を否定しているわけではないです。開発の中身が変わってきて、人口減少時代にみどり税をどうするのか、ということが本質的な次期の課題に間違いなく変わるので、次回以降どうお答えいただけるのか、真剣に考えていきたいと思います。今日のと

	<p>ころはよろしいですか。</p> <p>次回ぜひ、この一番の根本の部分、環境創造局からご提案いただきたいと思います。</p>
委員	<p>人口が増えているなら、都市部に緑が少ないので増やしていきましょう、なので税金取りますというのは納得できるけれども、人口が減っているのなら、放っておいても緑になるのではないかと、どうしてお金をかけるのか、という気持ちに市民はなると思います。本当に人口が増えているところだけに注力してお金を注ぐんですよ、ということなのか、トータルして減っているところの緑も管理していくんだという心構えがあるのかどうかというところですよ。</p>
座長	<p>本日のところは、これまでの実績の検証ですので、資料を頂いたということで。形が変わっても開発が続いているということで認識をしたいと思います。</p>
委員	<p>この写真は、地区の名前が出てしまっていて、知っている人を見ると、うちの家が出ていないじゃないか、となると思うんですよ。報告書に写真を載せるのはいいかもしれないけれども、住所を載せるのはどうなのかなと思います。A地区、B地区などにするなど。ほかの人からすると「ああこれはひどいね」となるけれども、そこに住んでいる人からすれば、名指してひどいと言われるいわれはないと思うでしょうから、彼らの立場も考えてあげないといけないと思います。</p>
委員	<p>前回の評価のところで、近年は大きな面積での指定案件が少なくなっていて、小型化していると、そしてこの傾向は今後も続くと思われ、とありましたが、そのことは資料3の金額にはどのように反映されているのですか。</p>
政策調整部長	<p>指定の面積は小規模化してきているのですが、これまで指定してきた樹林地に対して一定の割合で買取り請求がきているので、1件当たりの指定面積が減っても買取り請求については変わらず、一定程度の金額が実績に反映されています。</p>
委員	<p>小型化しても、買取りの量はそれなりにあるので、金額はそれなりにあるということですよ。</p>
座長	<p>よろしいですか。いまご質問いただいた資料3ですが、今回は個別の進捗状況の数字とそれぞれの割合を出していただきました。5か年のうちの3か年分については、おおよそ予定通りの推移かなと思います。出っ張ったり引っ込んだりしているところはあるようです。</p> <p>よろしければ、資料4です。これは報告書を書く際、みどり税を続ける場合に、これだけ効果がある、ということでご提案のもとになるものだと思います。</p>
委員	<p>すみません、資料3の統計の見方についてですが、執行率は足して100%になっているんですか。例えば、柱1の中で執行率は足して100%になっていないように思います。</p>
みどりアップ推進課長	<p>もともとの5か年の計画額に対して、3か年どの程度執行したのかという資料です。</p>
座長	<p>執行率からすると、概ね50～60%の間であれば5分の3になるのかなと。</p>
税制課企画係長	<p>全体の執行率は4頁に載っています。事業費総計での執行率が57%、58%です。</p>
政策調整部長	<p>4頁の柱別事業費の計のところで、5か年事業費というところで柱1、柱2、柱3で事業費に対しての占める割合がありますが、現計画で、税制調査会でご議論を頂いた時の割合になっています。3か年での現在の決算見込み額が、事業費に占める割合ですが、ほぼ答申通りの事業費で推移しているところを見て頂ければと思います。</p>
座長	<p>それでは、資料4についてはいかがでしょうか。グラフィカルにいただいているのと、環境創造局の主張がそこそこ入っています。</p>
委員	<p>資料4の1頁目、グリーン棒グラフのところですが、一番大事なのは、グラフの上の白丸印の3つめですね。中でも、「ことなどにより」と相関関係があるんです、と説明を</p>

		<p>されているのですが、こっちはこうでした、あっちはこうでした、というのは見えるんですが、その2つの間の相関関係をどう説明するかというのがなくて、いきなり結び付けていいのかというのが疑問です。そこはどう説明されるのでしょうか。間違っていると言っているわけではないです。それぞれのグラフは分かります。新規指定の面積が増えたので、減少面積は減りました、といたいと思うのですが、その「などにより」という相関関係が、どうつながっているのか、説明を伺いたいです。</p>
座	長	<p>検証の核心部分ですね。いかがでしょうか。</p>
委	員	<p>社会的な説明はあると思うんです。事例を引っ張ってくるとか。一番初めのように、この事例だと開発は止めることができました、新規指定ができました、とか。あるいは統計的に処理して、相関関係が計数で表現できて優位な差があります、という説明とか。個別案件は全部捨象してしまって、傾向だけで2つの間にどういう関係が成り立つか。いくつか切り口はあると思います。</p>
税 制 課	長	<p>他の指定市などとの比較もあったかと思います。近隣の川崎市とか。ひとつの検証になると思います。</p>
委	員	<p>それは、類似している都市との関係で、指定率が高いので、減少率が抑えられて貢献しています、という説明ですね。相対的な位置関係で横浜市の原因がわかるかということですね。それは難しいと思います。横浜市内部の話なので、近隣都市に比べて指定率が高いというのは、近隣都市との関係で問題を見ているだけです。</p>
税 制 課	長	<p>全国平均ではどうでしょうか。</p>
委	員	<p>それでも一緒です。</p>
座	長	<p>あまり他市比較をしてもしょうがないです。</p>
委	員	<p>他都市に比べてうちはがんばっています、うちにはみどり税があるから、それでがんばれるんです、ということにはなると思います。</p>
税 制 課	長	<p>下の2つの図を見比べて、指定面積がぐっと減った年度のところで、減少面積がぐっと減っていることは見て取れると思います。この年度で他都市における減少面積が変わらなければ、比較になるのではないですか。</p>
委	員	<p>年度ベースですか。</p>
税 制 課	長	<p>年度ベースです。</p>
委	員	<p>それだと、他都市の事情で他の変数があれば、それに左右されますよね</p>
座	長	<p>検証するのは非常に難しく、一番いいのは、よく役所がやるような、この施策によってこれだけ効果がありました、ということだけではなく、客観的に影響を与えそうな影響を全て出した上で、こういうことがあるので、もちろんみどり税だけの成果でもなく、みどりアップ計画の成果だけでもなく、社会的な景気状況であるとか、開発の形の変化だとか、人口減少だとか、様々な要因が考えられるので、必ずしもみどり税があったからこそだ、と言い切ることはできないけれども、無いものに比べればこれだけ寄与している、というのが市民や市会には受け入れやすいと思います。</p>
委	員	<p>みどり税はマイナスには作用していないということを主張するということです。</p>
みどりアップ 推進部長		<p>リーマンショックで開発圧力が下がったのではという指摘が以前あり、開発圧力が未だに続いているという資料を用意しましたがけれども、こういったところにもそういう説明がプラスして、因果関係相関関係は難しいけれども、全体傾向として示すという資料を入れてご説明をするということですね。</p>
委	員	<p>どう説明するかの問題だと思います。色のついていない人たちに、すぐに理解してもらうにはどうしたらいいのかということです。説明なしに「ことなどにより」とされてしま</p>

	<p>うと、その部分が雲にかかってしまっていて、むしろ疑問を惹起してしまう。統計的に処理すると、とか、社会的に説明すると、というプロセスを見せた方が納得できます。一番確実なのは統計だと思いますが。相関関係はあるはずで、係数がプラスになればいいと思います。</p>
委員	<p>市域が広いので、金沢区などは状況が全然違うと思います。どこの緑を増やしているといわれたときに、金沢区の緑を増やしている、といわれても。それが事実としても、市域にいい影響を及ぼしているということを言わなければいけないと思いますし、横浜市のどこことというのを丁寧に言わないといけないと思います。</p>
委員	<p>樹林地の買取りや、指定が大きな効き目になっている地域と、フラワーフェスティバルをやって、皆さんが楽しみましたということが効き目になっているという地域があると思います。</p>
座長	<p>今のご意見はいい面と悪い面があって、悪い面は地域エゴが出てくるので、あまりやりすぎると、同じ市なのに対立しかねないというところがありますので、ここは慎重に対応をしたいと思いますけれども、我々が非公開でやっているときにはデータで頂ければと思います。</p> <p>よろしいですか。次回以降もみどり税の展望をお示しいただく中で検証を続けていかなければならないので、似たような議論は続くことになりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ここから30分間は資料を含めて非公開とします。一人歩きしては困る数字を出していただいているのと、私の方で国税についての問題点をあからさまに出している資料がありますので、まだメディアに出すのは早いのかなと思いますので、慎重に扱っていただければと思います。</p> <p>まず、国税・森林環境税について、現状分かっていることと、横浜市にも配分が来ることなので、その仕組みと推計額をご説明ください。</p>
税制課長	<p>説明前に、先ほど新市庁舎の工事費についてご質問を頂いた件ですが、本体工事だけで679億円ということです。</p> <p>それでは、森林環境税について説明します。</p>
税制課企画係長	<p>それでは説明します。事務局資料1とあるA4横の資料をご覧ください、訂正があります。右肩の財政課長は税制課長の誤りです。平成30年税制の全国市町村税担当課長合同会議で示されたものです。基本的には、税制改正大綱に書かれたものを見やすい形にしたものです。まず大まかな森林環境税の仕組みということで説明させていただきます。</p> <p>一番上の目的のところでございますが、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設するとされています。具体的な仕組みです。1の森林環境税の創設です。平成36年度からの課税です。納税義務者ですが、国内に住所を有する個人に対して課する国税とされています。税率は年額1,000円、賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて賦課徴収を行うかたちになっています。国への払い込みにつきましては、都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込みとされています。その他としまして、国税ですが、個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置ということで、個人住民税は非課税の範囲が都市によって差があるところですが、各自治体に合わせるということです。また、減免も、国税ですが市町村でおこなって減免がそのまま適用されます。続いて森林環境譲与税の創設です。平成31年度から譲与されます。譲与総額は森林環境税の収入額、全</p>

額に相当する額で、譲与団体は市町村それから都道府県で、用途は、市町村が 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、都道府県は森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てるとされています。譲与基準ですが、市町村は、総額の9割に相当する額を私有林人工林面積を10分の5、林業就業者数を10分の2、人口において10分の3で按分した額が譲与されます。また、私有林人工林面積については、林野率の高い自治体にはプラスの補正をかけることになっています。都道府県は、総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分されます。また、用途の公表ということで、インターネットの利用等の方法により用途を公表することとされています。一番下の3の囲みですが、制度創設時の経過措置としまして、平成35年度までの間における譲与財源は、課税が平成36年度からなので、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応とされています。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還するとされています。制度創設当初時は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行されます。最初は都道府県の方が支援する役割が多いだろうということで、大きな配分となっています。

1枚おめくり頂きまして、2頁です。森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージの案です。一番左下から見ていただきますと、個人市民税の納税義務者が全国で約6千2百万人、一人千円ですので、大まかに約600億とされています。納税義務者の方に年額千円を個人住民税の均等割に上乗せをして、市町村が賦課決定を行って徴収します。市町村は県民税も同時に徴収していますので、県民税と合わせて都道府県に払い込み、都道府県が国税分ということで、さらに譲与税特別会計の方に払い込みます。国から譲与基準に基づいて、この特別会計から森林環境譲与税ということで、按分をした数字で都道府県及び市町村に譲与するということになっていまして、その中で、先ほど申し上げましたように、間伐、人材育成、担い手確保、木材利用促進、普及啓発といった事業を行うことになっています。

続いて、3頁をご覧ください。

タイトルが、森林環境税及び森林環境譲与税の創設フレームとなっている頁でございます。

囲みの中でございますが、平成36年度から課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保、となつてございます。下の図を見ていただきますと、現行、個人住民税均等割額は、市・県合わせて4,000円の所、東日本大震災を教訓として全国で実施する防災施策対応分として市・県それぞれ500円、合わせて1,000を上乗せしております。その課税が35年度までとなっております、その課税が終了後に森林環境税の課税を開始するということになっております。見た目上負担が変わらない形で課税を開始するという制度になっております。上の囲みにお戻りいただきまして、丸の二つ目です。一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税は、平成31年度から譲与。平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還するとさせていただきます。次の米印ですが、平成30年通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出するとされています。森林関連法令は、森林経営管理法という名前で、平成30年通常国会において審議されています。

おめくりいただきまして、最後の頁4頁をご覧ください。

タイトルが、各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準となっている頁でございます。

囲みの中でございますが、市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。使途の対象となる費用と関連の高い客観的な指標を譲与基準として設定するとされてございます。下の図をご覧くださいと、平成31年度から譲与される額、全国の総額ベースでございますが、最初の3年度間は200億円、続いて3年度間は300億円、続いて4年度間は400億円、そして500億円、600億円ということで、段階的に譲与額が上がっていく仕組みになっております。まだ課税が始まっていない借入により対応している部分について、課税がされて満額入ってくる平成37年度から平成44年度まで償還財源に充てて、平成45年度からは満額になります。その下の市、県の割合の表ですが、先ほど申し上げたとおり、県の役割が大きいだろうということで、県が多めの配分でスタートをして、平成45年で9対1になります。一番下が譲与基準となっております。市町村分9割のうちの5割が私有林人工林面積で按分、2割を林業就業者数で按分、3割を人口で按分する、とされています。

次に事務局資料2をご覧ください。この資料は、本市への譲与見込額とされております。座長からおっしゃっていただきましたが、一人歩きすると危険な数字ということで、巷にはまだ公表されていないものになっております。譲与年度31年度からスタートいたしまして、平年度化する年度まででございます。譲与見込額、太枠の太字でございます。31年度で、1.4億と見込んでございます。こちらが徐々に増えていきまして、最終的には一番右下の数字でございますが、平年度化した段階で4.8億と見込んでおります。本市譲与見込額のすぐ上の数字を見ていただきますと、人口部分が非常に多くなっております。全体の3割の譲与ですが、人口部分が多くなっております。森林部分は、平年度化しても100万単となっています。図の一番下の数字でございますが、差引額の数ですが、実際に課税が始まる36年度以降を見ていただきますと、本市徴収見込額がだいたい18億程度になろうと想定をしておりますので、実際に帰ってくる額との差ということで、記載させていただいております。

その余の資料につきましては、税制改正大綱の関係分の抜粋したものをお付けしております。また、事務局資料4ということで、国以外にも神奈川県では水源環境保全税というものを実施しておりますので、それと横浜みどり税ということで、神奈川県における森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況ということで、資料を付けさせていただきます。事務局資料につきましては、以上でございます。

座長

ありがとうございます。

現状がそのようになっていることを踏まえて、私から論点整理をさせていただきたいと思っております。なぜかと言いますと、ご説明いたしますが、最初にご説明いただいた趣旨説明からすると、横浜みどり税と森林環境税は、関係ないとはずですが、森林環境税の使途が緩くなってきて、何のための税なのか分からなくなってきました。一言でいうと、みどり税の方に被さってきた、ということがあります。市民からしても市会からしても、みどり税と森林環境税とどういう関係にあるのかということになってきています。市長からのご諮問の中にも森林環境税についてどのように考えるのかというのがどのようにどうしても我々は、取り組まざるを得なくなりました。ですので、私の方で論点整理をさせていただきました。

一つ目は、国税・森林環境税をどのように評価するのか。

「二重課税」「三重課税」という誤解を生じかねない表現について、ということで、こ

の点について、みどり税との関係について整理をしたいと思います。

さらに3番目、譲与がありますので、最終的に横浜の場合には、10数億取られることになりませんが、みどり税をこの先徴収していくことが可能なかどうか。神奈川県は、去年のうちに水源環境保全税の更新を済ませていて、無関係だと言い張っているようなのですが、全国的に言うときちんと議論をすると、同じようなものに充てる国税が出来たので、県税は減らせという議論が起こると予測されます。その辺りも我々は考えなければいけません。

国税・森林環境税の問題点ということで、問題点は5つあると考えております。1番目でございますけれども、税としてはダメ、とにかくやめなさい、みどり税を考えない場合でもとんでもない税なのでやめろ、というのが我々税金の専門家でしょう。理由は人頭税だから、ということになります。2番目の所は、人頭税と被りますが、税制改正大綱の説明や自民との中での議論を見ても応益性を課税根拠として言っています。森を守ったり、地球環境、特に地球温暖化防止の利益は国民に等しく及ぶので、均等割に上乘せしますという理屈ですが、租税法、税法から言ってもとんでもないことであって、こんなことをずっと言っているのであれば、税金が全部均等割になってもおかしくない、ということになります。そこの中に入れてしまったのが良いのか悪いのかわかりませんが、しかもこの点で最後に1つ重要な論点を付け加えておきたい。次の課税の目的・理由がぶれ続けているが、そもそも何のための課税なのか非常に曖昧であるとの問題点も関わるが、なぜ「森林整備」が均等負担の増税でカバーされねばならないのか、他にも喫緊の政策課題はあるのではないかと、むしろ他の政策の方が緊急度は高いのではないかと、という部分は、取り出しても重要な論点になると思っております。なぜ森だけこれをやらなければならないのか、という説明が全くありません。

次は、みどり税の議論で問題になってくる場所ですが、目的・根拠、課税の理由が全く曖昧になってきております。今、分析をしますと、だんだん目的が増えているようにも思えます。1番目は、温暖化防止、環境省です。2番目が長らく言われていたもので、信用していたのですが、放置されている森の間伐をしたい、林野庁です。3番目、これは当然ですが、県税の場合も財政調整機能が入ってきていますので、総務省というか、総務省というよりも自民党政府と言ったほうがいいのかもかもしれません。都市部から剥がして中山間地へもっていくという財源論です。4番目がつい最近強まっております、規制改革推進会議で出てきて、大々的に打ち上げて林野庁が乗っかりつつあるのですが、採算ベースに乗らない私有林を集約して林業を成長産業化ということを散々言っています。各県の担当者もこの言葉にだいたい乗っかって動いているように思えます。最初①と②から始まったのですが、③は水面下でずっとありました。4番目が出てきたりしています。国会の審議を聞いていると、公有林の管理に使っていいのか、という議論も出てきているみたいです。公有林まで入ってくると明らかにみどり税と被ってきますので、これをどうしようか、ということになります。譲与の用途については、後で申し上げますが、目的と用途がかなり拡大しつつあるというのが、正直なところであります。

税収の配分問題ということで、横浜のみどり税に一番関係している部分ですが、譲与基準で人口割を入れたことが一番の問題点である。学者の中にも横浜市にお金が行くんだからいいのではないかと、言っている人も居ますが、何の目的の税かもわからないのですが、なぜ横浜市に譲与されるのか。新たな増税ということであれば喜んで受け取ればいいのですが、そうすると何のための増税なのかが分からなくなってきました。次のお話するように用途が森とか緑とか被ってきていますので、余計にこの辺が大問題になってきます。都道府県に最初2割、最終的に1割配分されますが、都道府県に譲与されることもわかり

	<p>ません。既に類似の課税を行っている37府県の担当者及び知事は、どういう判断をされるのか分かりませんが、使途の被りは否定できませんので、どうしたものかという所になります。</p> <p>次は、税収の使途が曖昧です、譲与税でやる以上それほど縛りません。譲与税法がまだできていませんので、使途が分かりませんが、先ほどのご説明で自治税務局が言っている所では、私有林ですが、本当にこの使途にとどまるのか、ということですが、現実には、森に関してならば、何でもいいとなる気がします。実際に横浜市環境創造局が譲与税を受け取った上で何に使われるのか考えていかなければいけないので、現時点では判断は着きませんが、森ですので、横浜で出来ることと言えば、森林教育や啓発事業など税金の無駄遣いになると思います。はっきり言ってそれ以外に使い道が思いつきません。木材の使用を補助金出して奨励する事業をやりにかまいませんので、この辺りをどうするのか。横浜もそうですが、大阪市はどうするのかヒアリングしに行きたいです。総務省の自治税務局を呼んでヒアリングしたい。この辺りが一番問題です。そういうことがありますので、2番目3番目の論点です。</p> <p>2重課税・3重課税について言うておかなければならないのは、2重3重というのは通常租税法上・租税論上、目的が同じだから2重課税・3重課税とは言いません。今回は、目的が同じだからという意味で使われているようです。ご質問があったり記者からお尋ねがあったら、一言お断りをしていただければと思います。目的が同じだから2重課税と言っていたら、税金は全部2重課税になってしまいます。正確に言うと同じ課税ベースに2度かけることが2重課税の定義ですが、そもそも住民税が2重課税なので、言い始めたら全部か2重課税3重課税になってしまいます。2重課税3重課税の議論をすることが意味がないことを言うておかなければなりません。</p> <p>3番目、横浜みどり税との関係について、この論点整理は答申の骨になりますので、次回以降にまたご意見をいただければと思いますけれども、そもそも両者は別物であり、無関係だということです。これは国税の方が墮落して、みどり税に近づいてきたので、譲与税法が出来た時に使途の規定がどうなるかにもよりますが、被ってきています。これを被らないと言い張るのは、我々にも難しいと思います。報告書で無関係と書いてしまってもいいのですが、市会で追及されたときに言い逃れが出来ない可能性が高いです。</p> <p>今回の原案のところでは、国税・森林環境税の課税が始まり、制度がまっとうに稼働するのは平成36年からとなるため、現時点で検討している第3期の横浜みどり税をどうするのかの議論には、決定的な影響とはならない。ただし、もしも第4期の横浜みどり税を検討するということになれば、その時点で改めて、国税・森林環境税と横浜みどり税の関係性を熟考しなくてはならなくなるかもしれない。その時までには、国税の制度が理論に基づく正しい制度へと改正・廃止されていること期待する、とまとめましたが、かなり強気です。</p> <p>以上、問題点の所で足りない所、言い過ぎの所があればいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>熱っぽいとは思いますが、ブーメランで自分の所に帰ってこないか心配です。</p> <p>森林環境税と横浜みどり税が共存する形で落としどころを考えていけばいいのでしょうか。国は課税をやめますとは言わないと思いますので、それ以外の選択肢としては、横浜が課税をやめるか、共存するかのどちらかだと思います。</p> <p>共存の時に2重課税とかの議論が出てきて、被っているのではなか、という批判をどうかわすのかがポイント。撤退だとかちに丸投げで国経由で譲与される額でやるだけ。しかし、市民の皆さんが負担している分から考えるとこれだけしか戻ってきていないので、周りの市町村に貢献しているとはっきり言う。</p>

		よく似た過去の事例で、川崎市が公害がヒドイ時代に煤煙防止条例を作った後によく国が動いて、煤煙防止法が出来た時に、川崎市は厳しい基準で煤煙防止をやっていたら、裁判になって、広域的に大気汚染が広がるようなものは国がすべき事項なので、川崎市の条例は違法であると判断された記憶があります。法律の事項なのか条例の事項なのでしょう。全く重なってしまうとその話になってきてしまうと思います。道志村の森林を守らないと横浜のみんながおいしい水が飲めないと今までやってきたのは、広域事業であって、あまり横浜にはいい話ではないかもしれません。煤煙防止条例は、煙突から排出される気体の中にどういう成分が入っているかというまさに重なっていた部分で、何ppmか川崎市の方が厳しかったです。ここでいう課税物件だの課税ベースだのがドンピシャに重なっていました。今回の我々の事案では、そここのところの説明が違うように重なっていないと考える余地はあります。煤煙防止条例では、国より厳しい基準を川崎の企業に課してしまっている。そこが論点になってしまったので、そこをずらせばいいのではないのでしょうか。森林環境税はこういう目的でやっているが、横浜市はこういうポリシーでやりますと、そこでずらすかあるいは最初からずれていると説明をするかだと思います。
座	長	より具体的に言いますと、このみどりアップ計画の中で使うのか、あるいは外で使うのか。 譲与税法でこう書いてあるが、横浜市ではそのような用途はない、といった方が分かりやすい気がします。そこら辺は税制調査会が意見を言う範疇ではなく、全庁的な判断になります。
税制課企画係長		現在、財政部が全庁的にどこに充てられるのかを検討していますので、最終的にはお示しできると思います。現状では、どこに充てていきたいかというのは詰まっております。
座	長	はるか先ですが、45年度になると約5億円は譲与されます。
委	員	テクニカルな話だと座長のお話の中で人头税が出てきましたが、それを言ってしまうと横浜みどり税も人头税ではないのでしょうか。
座	長	地方税の場合、均等割は、負担分任という性格を有しています。
委	員	そこは一つクッションが入りますが、頭割ではないか、と言われてしまうと否定はできません。
座	長	国税がやってはいけない、と言えるのではないのでしょうか。
委	員	受益か応能かという違いがありますがもっとくっつけば説明はできます。
座	長	この点は一番重たい課題になってきますので、我々に降りかかった受難だと思います。
委	員	一つだけ確認ですが、横浜市が撤退することは考えなくていいのですね。
座	長	少なくともこの5年について言うと、金額から言ったらあり得ない話です。森林環境譲与税は、横浜みどり税の1割ですので、何も事業ができません。
税制課企画係長		みどり税の税収は、現行26億程度、次期が27億程度になる状況でございます。そこを考えて、譲与税が満額来ても追いつきません。
委	員	数字の話もそうですし、ポリシーの話としても横浜市が考えて横浜市でやっているのに横からごちゃごちゃ言ってくるな、ということですよね。
税制課企画係長		基本的な考え方としては、国が言っている目的がありますけれども、森林環境税はみどり税と森林環境税が目指している政策目的は違うと考えております。ただ、用途が覆い被さっています。
座	長	去年くらいまでは安心をしていました。別物であるということで通用すると思っていました。しかし、ここにきて、森林環境税が墮落し始めて、いろんな政治圧力がかかったからです。なし崩しで何にでも使えるようになりました。

税制課企画係長	国の森林環境税の使途が広がってきているように見受けられて、ピンポイントで丸被りになったり使途が同じになったりすることは無いと考えています。
委員	使途が広がっているということは、個別具体の自治体レベルで何に使うのかというメニューを選べるということになるという理解でよろしいでしょうか。
税制課企画係長	譲与税なのでそこまで縛れないですし、結果はある程度そうなると思います。
委員	国はこういう目的に使用します、と目的を10個並べてきても、横浜市では、この部分はないので支出自体できない、というオプションが事実上生じるのではないのでしょうか。森林は、横浜もあるので、両方に被ってしまいます。
税制課企画係長	今回、森林環境譲与税をどこにどれだけ充てたのか、ということインターネットで公表しなければなりません。譲与税ですが、目的税のように取り扱うようになっています。
委員	それは、財務省主税局に聞いたところ、横浜のやり方をよく見ている、と言っていました。彼らは横浜市のやり方をよく見えています。
税制課企画係長	一般論としての市民目線を見た時に森林環境譲与税をここに充てているのか、という所をチェックされると思います。しっかりとした使途に使っていく必要があります。
委員	ほとんど横浜市のコピーです。住民税の上乗せもそうですし、出口のところでは目的税のように取り扱うということもそうです。入り口は目的税ではありません。入り口で目的税にするのであれば、新しい税を作ることになり、障害が大きいです。このやり方を横浜市のやつをマネしています。同じではないか、と聞いていました。横浜市をよく観察していると言っていました。ホームページをアクセスしたり、印刷物はどこかのルートで手に入れたりしていると思います。課長補佐が言っていましたので、間違い無いと思います。
座長	<p>次回以降、引き続き森林環境税について議論をいたします。今回、論点整理を出しましたので、関係する部局のご意見だったり、現状の横浜の対応だったりを随時ご報告をいただいて、最終的に我々が判断するということとなります。</p> <p>基本的には、森林環境税と横浜みどり税は別物であるということを宣言したうえで、どうするかということになるかと思えます。</p> <p>これにて本日は終了させていただきますが、6月は2度ほど続きますが、どちらも非公開とさせていただきます。新聞記者さんからの問い合わせや質問が入ってくると思いますので、ぜひうまくお答えしていただければと思います。</p> <p>事務局にお返しいたします。</p>
税制課長	<p>本日は、熱心なご議論をありがとうございました。次回の税制調査会は、6月14日午後5時から予定しております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これもちまして第4期第2回税制調査会を終了いたします。</p>